

悪質商法から高齢者を守る なごや見守り情報 第19号

架空請求
ハガキ

まだまだ続くハガキの架空請求！より巧妙な手口に注意！

こんな **ハガキ** が送られてくるかもしれません・・・

いったい何の
確認書なのか
わからない。

消費者問題対策確認書

個別の通知に見せ
かけ、正式な書類
と思わせる。

照会番号 平成21年 第**35224**号

この度、貴方が契約会社に対して行っている契約違反に当該会社が貴方に対して訴状を管轄簡易裁判所に提出された為、本確認書をご通知致します。

当該会社、訴訟内容等につきましては担当職員にて請け賜りますが、原告側が提出した訴訟内容を御本人様と確認する機関の為、**当センターが貴方に対して訴訟を起こしているではありません。**

安心させる。

とにかく
連絡させようとする。

原則として御本人様からのご連絡をお願い致します。

実際に裁判になっているのであれば、放置の有無に関わらず、直接裁判所から連絡が来る。

故意に放置された場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。

尚も放置しておく、相手側の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、貴方の給料や財産の差押等をされてしまう事がありますので、ご注意下さい。

※万が一、覚えのない業者からご自宅又は携帯電話に勧誘等が過去に有られた方は、不正契約をされるといった手口も見受けられますので、至急ご連絡をお願い致します。

(受付時間)

(消費者相談課)

固定電話番号
で信用させる。

9:00~17:30

(土・日・祭日を除く)

03-00000-0000

〒101-0065 東京都千代田区〇〇町〇-〇-〇〇

善意を装い、連絡させようとする。

財団法人

全国消費〇〇〇〇センター

公的機関のような名称を使うことで、正式な法的手続きと思わせる。

被害に遭わないためには！

- ・ハガキ及び携帯での架空請求は、身に覚えがなければ一切無視しましょう。
- ・困ったことがあったら**消費生活センター**に相談しましょう。

わからないことはセンターに聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号

伏見ライフプラザ11階

平日

TEL 052-222-9671

土・日

TEL 052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間

午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)